

きしむ 親子

離婚前子を思う「親教育」

明日への一歩③

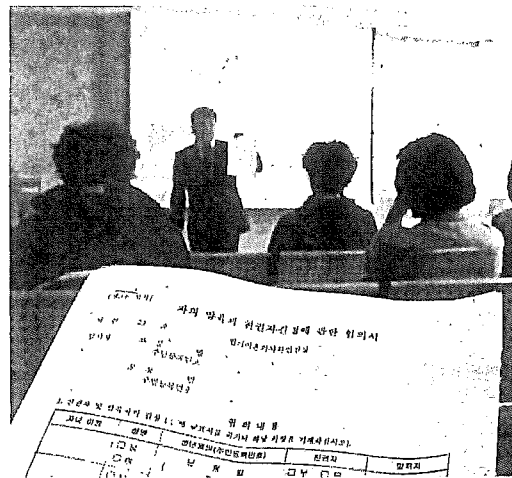
昨年11月14日夕、韓国・ソウル家庭法院(家庭裁判所)の一室。宋賢鐘・専門調査官が、離婚を申請したばかりの2組の夫婦に話しかけた。

「離婚後も、子どもには別れた親に会う権利があります」

離婚後に起こりがちな子どもの変化を紹介するDVDを見せ、養育費の支払いや面会の意義を説明する。約1時間のガイダンスの目的は、「親教育」だ。宋専門調査官は「親教育は、離婚が子どもにも与える影響を見つめ直すきっかけになっている」と話す。

離婚数の増加を背景に、韓国は2008年に民法を改正した。未成年の子がいる夫婦が離婚する場合、家裁に申請してから3か月間には、離婚できない。その間にガイダンスを受け、養育費や面会交流について詳細に取り決めた協議書を家裁に提出する必要がある。協議書の作成にあたって、専門家に無料で相談できる。

「明日は家族をろって夕食を食べてください」。家裁から相談業務を委嘱されている民間団体「ソウル夫婦・青少年家族相談所」の諸五福所長は、夫婦にこ



離婚申請直後に、子どもの養育の大切さについて講義を受ける夫婦(ソウル市内のソウル家庭法院で、昨年11月14日)一斎藤圭史撮影

談を重ねることで、約2割が離婚申請を取り下げ、4割は親が対立することなく、離婚後も子どもと接することが出来ているという。

日本では、子どもがいても、夫婦の合意さえあれば離婚できる。年間約23万5000件のうち、9割近くが協議離婚だ。

12年4月の民法改正で、離婚時に子どもの養育費や面会交流について取り決めることになったが、義務ではなく、実際に取り決めていないのは約半数にとどまる。面会交流の取り決めをしても約束が守られず、元夫婦間で争いになることもある。

東京都内で、親が離婚した。母親とは月に1度会っていたが、2年もたたずに会えなくなった。父親は、母親の悪口しか言わない。は、「子どもたちは、自分の意思に関係なく様々なことが決められ、不安で、周囲の顔色を見て暮らしている」と指摘する。

「父と母のどっちを取るか迫られて、つらかった。子どもには罪がないのに、なぜこんなに苦しまなければならないのか」。首都圏の少年(18)は、つらい日々を振り返った。8歳の時に両親が離婚。当初は親権を持つ父親の元で、妹、弟と一緒に暮らした。父親は1年ほどして3人の子連れの女性と再婚し知ってほしい」